

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(上)

——信州木曾王瀧村を中心として——

大崎 晃

一 問題の所在

二 農業

- (一) 享保検地
- (二) 年貢考
- (三) 下用米慣行
- (四) 切畑開発の緩和
- (五) 真綿・麻・綿布

三 林業

- (一) 尽山化と年貢木廃止(以上本号)
- (二) 御用仕出と袖・日用・持子(以下次号)
- (三) 手前金運上仕出と材木商人
- (四) 享保改革後の庄屋本締仕出
- (五) 御免白木と切替金
- (六) 漆木植林

四 幕末の状況

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(上)

(一) 御用仕出未済金

(二) 袖出稼

(三) 往還勤方と御救手当

(四) 在郷村と庄屋松原家

五 結語

一 問題の所在

江戸時代において一七世紀は、社会的諸分野にわたり発展の時代だったが、一八世紀前期に転機をむかえ、以後は発展から生じた矛盾に対して度々の改革なる修正を試みるが、幕藩体制規範のために再度の発展をみることはなかった。ところで先般まとめられた武井弘一氏の研究¹⁾は、この時代の新田開発と稲作問題をとりあげ、開発期から停滞期に至る江戸時代社会変遷の実証分析を試みた画期的な成果である。

筆者はこれまで信州木曾山地方を対象に、近世尾張藩領の林政史と現地

山村の対応を通し、江戸時代の実態接近を試みてきたが、木曾林政史においては樹木賦存量の減少によって実施された享保林政改革期こそが、停滞期が始まる転換期に当たると推定するに至った。それはこの時期当地では、山林資源・林業経営・農民生計・時代背景等いずれも大きな負荷を抱え始めていたのである。

本稿はこれまで採録した主に木曾王瀧村の史料を、項目ごとにまた時代を追って整理し、問題の抽出と見解を付けることを試みた。具体的には、第一章で木曾地方初の実測検地といわれる享保検地(一)、米をはじめとする穀物年貢(二)、木曾地方特有の木年貢(土居)納入時年貢米が還付される下用米慣行とその意味(三)、田地不足による夫食需給不安対策のための畑開発緩和とその効果(四)、第二章で尽山化(山林資源の涸渇)による木年貢(土居)制度廃止の過程(一)の順とするが、本号発表分はこれにて留め、木曾地方における最重要産業たる木材伐出の林業は、次号にまとめて述べることにする。

二 農業

(一) 享保検地

木曾地方では、かつて実測による田畑検地が行われたことがなく、そのため石高が正式に定まったのは、享保九年の検地からとされるが、王瀧村における結果は次のようだった(表1)。

享保九辰年御免定写⁽²⁾

一反数百拾七町七反七畝貳拾壹歩 王瀧村

内

七反貳畝廿四歩

蔵地堂地引

残而反数百拾七町四畝廿七歩

内

田方貳拾八町六反貳畝九歩

内

上田 七町七畝拾五歩

中田 六町三反三畝廿七歩

下田 拾町壹反四歩

下々田 四町六反三畝拾五歩

野下田 四反七畝八歩

畑方八拾八町四反貳畝拾八歩

内

上畑 七反三畝七歩

中畑 五町四反貳拾歩

下畑 拾五町七反六畝廿壹歩

下々畑 五拾貳町七反四畝廿五歩

野下畑 七町貳反三畝拾五歩

享保九辰年十一月

これに対して当時の王瀧村における穀物生産高は次のとおりだった。

享保九歳種物上り物覚⁽³⁾

一 粳種高 四拾四石五斗八升五合

一 粳上り高 六百七拾九石壹斗壹升

一 稗種高 七石八斗三升

〔表1〕 信州木曾王瀧村享保検地反別と切畑御免場所推定地

枝村地区名	田地	畑地	田畑合計	切畑御免場所推定地
	町 畝 歩	町 畝 歩	町 畝 歩	町 畝 歩
上条	7. 06. 09	16. 30. 24	23. 37. 03	66. 09. 25
諸村	5. 63. 06	10. 20. 10	15. 83. 16	54. 66. 26
三沢	6. 40. 04	24. 08. 15	30. 48. 19	85. 15. 08
野口	3. 09. 18	7. 00. 08	10. 09. 26	48. 58. 21
崩越	2. 00. 17	9. 14. 06	11. 14. 23	48. 06. 24
淀地	1. 20. 22	3. 86. 22	5. 07. 14	17. 28. 31
二子持	2. 44. 03	9. 61. 14	12. 05. 17	59. 07. 18
瀧越	54. 28	3. 46. 22	4. 01. 20	31. 00
計	28. 39. 17	83. 69. 01	112. 08. 18	379. 25. 03

(上り物ノ千四百拾式石五斗九升五合)

- 一 稗上り高 五百拾四石式斗壹升
- 一 大豆種高 八石六斗六升式合
- 一 大豆上り高 百拾七石五斗五合
- 一 蕎麥種高 七石壹斗壹升五合
- 一 蕎麥上り高 五拾壹石五斗
- 一 麥種高 七石九斗三升七合
- 一 麥上り高 五拾石式斗七升

出所史料 「享保九辰年信州筑摩郡王瀧村検地帳」(徳川林政史研究所所蔵)
 「享保十三申年王瀧村切畑書上帳」(同上)
 「享保十三申年王瀧村切畑切返御願御見分相済帳」(同上)
 「享保十三申年切畑御見分控帳」(同上)

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(上)

これは王瀧村当時の人口一、三三一人に対し、一人当たり壹石六升壹合になるが、上り物(収穫物)の半分をカロリー価の低い雑穀が占めるので、食糧の自給は厳しい状態だっただろう。その上収穫後に控除される種子分と年貢分があり、前者は五分程度と些少だが、後者は本稿課題の一つなので次の節でみていこう。

(二) 年貢考

享保検地以前の木曾谷の年貢制は、俗に「無高の場所」ともいわれ、「往古木曾谷宿村御年貢之義者、田畑共反則之訳無之、誰ハ田何枚持御年貢米何程、畑何枚持大豆又ハ小豆蕎麥種何程、土井何丁と定り居、毎年田畑御年貢穀を御蔵へ納置、檜土井木を明山今伐出福嶋江持届候」とも伝えられた。

木曾谷中御年貢高^⑤

一米千六百八拾式石五斗五升

但木曾谷ハ無高ノ場所ニ而尾張大納言殿御高ノ外也

一 檜樽式拾六万八千五百拾八挺

但長五尺式寸 三方三寸 腹式寸五歩

一 土居四千三百五拾式駄

但長三尺三寸 三方九寸 腹四寸

右樽并土居之義ハ御年貢米共、又御役木トモ申也、享保八卯年迄木ニ而相納、下用米頂戴致来り候

しかし享保検地以後王瀧村の年貢制は次のように定められた。

享保九辰年御領主尾張大納言殿御内諸役之衆木曾谷中田畑屋敷地御

検地御改以前之諸役人高之事⁽⁶⁾

一本役人高七拾四人四ヶ一 王瀧村中

一御用向ニ付諸大名其外諸家方往還御通行之節人馬勤方之義者、木曾

谷御支配福嶋山村甚兵衛殿地方御役所々前領役高ニ応し、人馬御割

付被申付候、尤大御通行ニ而人馬多々入用之節者、役高ニ不拘宗門

人別帳を以、拾五歳以上六拾歳迄之男不残罷出相勤候筈ニ候、其

節ハ御領主江相願御手当金少つ、御下渡候都而、人足諸入用ハ村中

銘々石高江六歩、家並江四歩割合候筈、先年々仕来りニ候

一御前高御年貢米四拾六石九斗壹升七合式勺七才

一前々々納来り高米五拾壹石壹斗四升六合七勺三才

内

(米式拾三石八斗九升八合七勺三才ヲ納)

式拾八石式斗六升式合四勺者

大豆四拾式石三斗九升三合六勺ニ而納

四斗八升三合三勺三才者

稗壹石四斗九合九勺九才ニ而納

右御年貢者王瀧村字上嶋(糸御藏ニ納置、山村甚兵衛殿御自分

御山方杣日雇扶持米、或者御家来衆御用向ニ而御越之節扶持米

ニ罷成候、大豆者福嶋山村甚兵衛殿御自分御山方味噌豆ニも御

遣ひ、残り之分者福嶋御藏江持送り申候、稗者御年貢米上納之

節、百姓江扶持方ニ御渡被下頂戴仕候、即是を下用米与云也

一御年貢土井千式百駄 王瀧村中ニ而毎年可納分、役金七拾四人式歩

五厘、壹役ニ付拾六駄七歩宛上納之筈

但此槽四千八百挺 土居 長三尺三寸 三方九寸 腹四寸

樽 長五尺式寸 三方三寸 腹式寸五歩

内

百七拾八駄 諸村 百四拾五駄三束 崩越

式百四拾七駄 上条 百六拾式駄 二子持

百九拾式駄 三沢 八拾壹駄 淀地

百七拾八駄 野口 拾六駄壹束 瀧越

ノ千式百駄

覚

一米百八石 享保八卯年

王瀧村御年貢木土居千式百駄代米

但壹駄ニ付九升宛

内

六拾式石式斗六升九合三勺 春下用

内

八石四斗壹升六合六勺六才 上田村原野村両御藏分請取

但稗廿五石式斗五升二而

内 七石七斗五升 上田村
拾七石五斗 原野村

六石七斗五升 福嶋御藏分請取

但糶拾三石五斗三而

式石八斗四升九勺 同所御藏分請取

但蕎麦五石六斗八升壹合八勺三而

五斗四升九合式勺四才 王瀧村御藏分請取

但稗壹石六斗四升七合七勺三才二而

四拾三石七斗壹升式合五勺 福嶋御藏分請取

但糶六拾七石式斗五升ニ而

三拾壹石九斗式升八合五勺三才 夏下用 福嶋御藏合請取

但糶四拾九石壹斗式升八勺壹才ニ而

惣九拾四石壹斗九升七合八勺三才

残而拾三石八斗式合壹勺七才

木曾谷は水田が少ないため米作について、畑地では特に大豆が重視され、その旨収税吏にも伝えられた。

新穀取吏収納覚⁽⁷⁾

一 田方分ハ米一色ニ而收納可申候

一 上畑之分ハ大豆一色ニ而上納可申候

但御断申上米ハ不苦候

一 畑方ニ而中下々野下畑之義、米大豆小豆蕎麥稗石五色之勝手上納

可申候

こうした状況は年貢上納にあたって、米の代替として他の穀物で納めることが認められたが、その換算率は「御年貢上納之節雜穀替米覚 米壹升ニ代り 大豆壹升五合替 小豆壹升替 蕎麥式升替 稗三升替 享保九年⁽⁸⁾」と、大豆一倍半、蕎麥二倍、稗三倍の増量が設定されていた。こうして收納された年貢米と大豆が「表2」である。

この時期の年貢には、他に年貢木あるいは御役木と呼ばれる材木があり、角・丸太・樽・土居(井)等の種類があった。王瀧村の場合は年貢木として土居千式百駄を納入し、見返りに納入した年貢米から壹駄当たり九升の米(下用米という)が支給された(表3)。

土井并下用米之事⁽⁹⁾

一 土井壹駄ハ四束附、之壹束ハ三拾丁也

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(上)

一出役人壹役ニ付土井木拾六駄七歩宛、毎年納ル筈

一 扶持米ハ壹駄ニ付九升、壹丁ニ付御年貢米ハ三合宛、御買木ハ壹丁

ニ付四合宛、御年貢御蔵入ものニ而被下候是を下用米与云也、毎年

春夏兩度ニ下用被下候、下用米自村蔵ニ置米いたし村ハ不足之村へ

相廻し、又不足之村ハ他村蔵合請取来候、又御年貢木も他村分不足

之節ハ外村ニ而引請候事も有之候也

ここで重要なのは、年貢米・木年貢(御役木)・下用米それぞれの本質と相互関係についてである。年貢米は生産剰余価値の一定比率を賦課徴収したものである。農林業・街道往還勤方等公益費に対して費やされる扶持米捻出の性格が強い。だから年貢米は地元の御蔵に一時的に保管されていて、そこから今度は下用米として納入者に還付され、他の場所に移されることも、他の目的に使用されることもなかった。一説には木年貢としての土居の目的は、不足する年貢米を下用米として補充していたとする見解もあるが、下用米の性格や、さきの「役人高之事」⁽¹⁰⁾の一節「米百八石王瀧村御年貢木土居千式百駄代米 但壹駄ニ付九升宛」によって裏づけられる木年貢本租論を、所三男氏と同じく筆者もとりたい。次に上納された年貢米の保管状況を追跡してみよう。

享保九辰年 信州筑摩郡王瀧村御年貢其他書上帳⁽¹²⁾

覚

前々合納来り之高

一米五拾壹石壹斗四升六合七勺三才

内

米式拾式石四斗壹合

(米)式拾八石式斗六升式合四勺ハ

年貢大豆							
上条	諸村	三沢	野口	崩越	淀地	二子持	計
石 升	石 升	石 升	石 升	石 升	石 升	石 升	石 升
3.59.4	2.87.9	2.21.8	1.49.8	1.49.6	34.4	17.5	18.30.6
3.38.5	4.55.3	2.41.1	2.10.8	1.71.5	60.6	85.8	15.63.6
3.50.2	2.73.7	2.22.4	1.49.8	1.72.6	13.5	17.3	11.99.5
11.87.5	9.73.7	7.31.1	4.98.7	5.69.9	1.15.	57.7	44.33.6
11.87.7	9.73.8	7.31.1	5.03.3	5.69.7	1.15.	57.8	41.38.4
11.57.6	10.10.1	7.30.9	4.99.2	5.69.9	1.15.	57.7	41.40.4
11.89.7	8.98.8	7.21.6	4.73.7	5.70.8	1.15.	57.8	40.27.4
11.86.7	10.38.7	7.34.7	4.99.2	5.70.8	1.15.	57.8	42.02.9
11.96.7	9.27.3	7.32.4	4.99.2	5.53.8	1.15.	57.8	40.82.2
11.87.9	9.39.4	7.26.5	4.99.4	5.70.8	1.15.	57.8	40.96.8
11.94.9	9.37.4	7.31.3	4.99.2	5.70.8	1.15.	57.8	41.06.4
11.87.7	9.37.4	7.31.5	5.53.2	5.70.8	1.15.	57.8	41.53.4
11.87.7	7.90.9	6.98.	5.08.2	5.66.2	1.15.	57.8	39.23.8
12.66.6	11.11.2	7.26.2	4.84.2	5.72.1	1.15.	57.8	43.33.1
11.59.1	10.01.2	7.31.4	4.99.2	5.70.8	1.15.	57.8	41.34.5
11.59.1	10.03.7	7.28.5	4.99.2	5.70.8	1.15.	57.8	41.34.1
11.59.1	10.03.7	7.31.4	4.99.2	5.72.8	1.15.	57.8	41.39.
11.15.5	10.32.9	7.25.1	5.13.7	5.86.6	1.21.9	71.5	41.67.2

大豆四拾式石三斗九升三合六勺二而納

(米)四斗八升三合三勺三才ハ

稗壹石四斗五升二而納

右米上嶋蔵ニ有 御自分御山方江も御入用次第御遣被遊候

大豆御注文御山方ハ味噌大豆ニも御遣罷遊候

残大豆ハ福嶋へ出シ申候

稗ハ下用ニ被下候

一千式百駄 土居 此扶持米百八石

但壹駄ニ付九升宛 卯年下用請取

稗拾五俵半 上田村御蔵

同三拾五俵 原野村御蔵

稗ノ五拾俵半

此米八石四斗壹升六合六勺六才

稗壹石六斗四升七合七勺三才 王瀧御蔵

此米五斗四升九合式勺四才

蕎麦拾俵 福嶋御蔵

此米式石八斗四升九勺 福嶋御蔵

稗式拾七俵

此米六石七斗五升 福嶋御蔵

稗百三拾四俵 福嶋御蔵

此米四拾三石七斗壹升式合五勺

稗九拾八俵壹斗式升八勺壹才 福嶋御蔵

此米三拾壹石九斗式升八合五勺三才

ノ(扶持米)九拾四石壹斗九升七合八勺三才

[表2] 木曾王瀧村枝村地区別御年貢米大豆納高

年度	年 貢 米							
	上条	諸村	三沢	野口	崩越	淀地	二子持	計
	石 升	石 升	石 升	石 升	石 升	石 升	石 升	石 升
寛文 7	1. 99. 7	1. 25. 9	1. 71. 7					
8	2. 14. 1	1. 25. 3	1. 98. 9	42. 9	74. 4		44.	6. 99. 6
10	1. 88. 1	1. 63. 8	1. 96. 9	38. 6	77. 4		44.	7. 08. 8
11	6. 20. 4	4. 19. 9	6. 63. 3	1. 54. 2	2. 58. 3		1. 16. 6	22. 32. 7
12	6. 20. 4	4. 29. 8	6. 88. 5	33. 4	3. 03. 3		1. 46. 7	22. 22. 1
13	7. 11. 3	3. 94. 8	6. 63. 3	1. 28. 8	2. 58. 3		1. 54. 9	23. 11. 4
延宝 2	6. 24. 4	4. 40. 1	6. 66. 2	1. 64. 9	2. 43. 6			21. 39. 2
3	7. 30. 1	6. 19. 7	6. 64. 1	1. 28. 9	2. 58. 5		1. 46. 8	25. 48. 1
4	6. 25. 6	3. 94. 9	6. 66. 2	1. 24. 3	2. 78. 5		1. 46. 8	22. 36. 3
5	6. 30. 6	3. 95. 1	6. 51. 1	1. 29. 3	2. 58. 5		1. 46. 8	22. 11. 4
6	6. 19. 6	3. 94. 7	6. 63. 8	1. 27. 3	2. 58. 5		1. 46. 8	22. 10. 7
7	6. 07. 2	3. 19. 6	5. 87. 7	1. 29. 3	2. 51. 5		1. 46. 8	20. 42. 1
8	5. 85. 5	2. 11. 4	5. 14. 3	33. 3	2. 26.		1. 46. 8	17. 17. 3
天和 1	6. 45. 2	4. 22. 8	6. 13.	1. 14. 8	2. 58. 5		1. 46. 8	22. 01. 1
元禄 1	6. 00. 4	4. 16. 8	6. 64. 1	1. 29. 4	2. 58. 5		1. 46. 8	22. 16. 0
宝永 2	6. 03. 9	4. 36. 8	6. 64. 1	1. 29. 4	2. 58. 5		1. 46. 8	22. 39. 5
享保 5	6. 03. 9	4. 37. 2	6. 64. 1	1. 29. 4	2. 58. 6		1. 46. 8	22. 40.
9	6. 11. 6	5. 07.	8. 48. 6	1. 34. 2	2. 58. 6		1. 46. 8	25. 06. 8
20	15. 59. 7	12. 62. 6	24. 07. 4	6. 96. 1	9. 10. 3	2. 41. 1	2. 42. 8	73. 20.
延享 3	12. 93. 5	15. 53. 9	20. 61. 6	5. 18. 5	9. 20. 3	2. 41. 8	2. 42. 8	68. 32. 4
寛延 1	13. 27. 4	15. 02. 8	19. 64. 7		9. 20. 3	2. 41. 8	2. 42. 8	

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(上)

出所史料「各年次王瀧村御年貢大豆請取帳」(徳川林政史研究所所蔵)

春夏下用ニ受取 村中配当仕候

残(扶持米)拾三石八斗式合壹勺七才

内

壹石壹斗四升 瀧越村態皮壹枚代米

御巢鷹¹³⁾ 近年ハおり不申候

御褒美米前々ハ大鷹¹⁴⁾ニハ八斗小鷹¹⁵⁾ニ五斗

年貢米五一石余の内米納は二二石余で、残る二八石余は大豆と稗で代納し、王瀧村(上条)の蔵に保管され「御自分御山方江も御入用次第御遣」とあるから下用米であろう。大豆は味噌等加工食糧品の原料になるので福嶋へも送られた。また本年貢土居上納の節扶持米下用九四石余があり、王瀧村御蔵へ送られた上田村・原野村からの稗は、先述のように保存「いたし村ハ不足之村へ相廻し、又不足之村ハ他村蔵分請取」、「又御年貢木も他村分不足之節ハ外村ニ而引請候事も有之¹⁴⁾」の場合であろうが、福嶋御蔵の稗の性格と年貢米との関係は不明である。

(三) 下用米慣行

それではここで、年貢米と下用米の関係を整理したい。まず次にあげる史料で、年貢米の支出先をみよう。

(享保八年)
卯之王瀧村御年貢定納覚¹⁵⁾

(前略)

惣納高五拾八石三斗七合式勺七才

右拂

卯十一月
一米壹石九斗貳升五合壹勺四才

寅之御勘定仕上ケ拂過

小野惣左衛門殿手形

卯十一月廿七日
一米四斗

御年貢米御川狩小仲持米ニ相渡ス

古畑助三郎殿手形

卯十一月八日
一米五斗貳升五合

御年貢米御川狩小仲扶持米ニ相渡ス

桑原竹右衛門殿手形

卯十一月十二日
一米五斗六升五合

御年貢米御川狩小仲扶持米ニ相渡ス

桑原竹右衛門殿手形

卯十二月
一米九石九升九勺

是ハ大豆納拾貳石ニ而御注文御山方エ相渡ス

小野惣左衛門殿

卯十二月十三日
一米貳拾壹石九斗九升九合九勺八才

是ハ大豆納四斗四升入六拾六俵ニ而福嶋御蔵エ相渡ス

川口藤助殿

卯十二月
一米八石貳斗三升八合六勺三才

是ハ米納四斗四升入六拾六俵ト貳斗壹升去卯年御自分御山方エ相渡ス

青木治右衛門殿手形

卯十二月
一米壹石

是ハ大豆納四斗四升入三俵御代官エ直ニ相渡ス

赤城文蔵殿
増田林内殿
手形

辰五月
一米壹石壹斗

是ハ御巢鷹壹巢鈴ヶ沢御巢山ニ而三沢久作下シ御褒美米貳石貳斗被

下候内半分相渡ス

辰五月
一米壹石三斗

是ハ御巢鷹壹巢合巢御巢山ニ而三沢次郎助下シ御褒美米貳石貳斗被

下候内半分相渡ス

一米五斗四升九合貳勺四才

御年寄衆御手形

是ハ稗納壹石四斗五升原畑御奉行エ相渡ス 口物帳壹冊手形六枚

一米拾石貳斗三升六合九勺四才

是ハ米納貳斗九升入三拾壹俵ト貳斗四升五合御自分御山方エ相渡ス

赤城文蔵殿
増田林内殿
手形

一米六斗八升九合壹勺九才

是ハ拙者エ被下候分

五拾八石三斗壹升貳才

右是ハ卯之年分王瀧村御年貢納拂方御勘定仕上ケ如此ニ御座候以上

享保九辰年十月 王瀧村庄屋

彦 八

小野惣左衛門殿

支出でもっとも多かったのは、三〇石余を占める山方(林業)関係への支給米すなわち扶持米で、これが下用米である。これに年貢米の代替として納めた大豆の米換算分二三石を加えると、年貢総高の九割超になる。大豆は味噌をはじめとする加工食品の原料として、この頃になると商品市場の価値も高まるようになった。

ここで問題は、王瀧村の木年貢(土居)は年間一、二〇〇駄なので、壹駄に付九升の還付(下用)率では下用米支給高は一〇八石になる。しかし下用米は一旦上納された年貢米を地元の蔵で保管し、年貢木(土居)が上納された際にその扶持米として還付されるものだったので、王瀧村からの上納土

[表3] 木曾王瀧村下用米拂先別拂高

年度	年貢納高		下用米支拂高						
	石升	内当年度過不足分	石升	前年度不足拂高	山方扶持下用米	巢鷹・熊皮褒美	年貢大豆蔵入高	公儀入用拂高	内次年度繰越分
寛文2	55.19.3	△ 3.58.6	58.77.9		10.44.	13.05.	27.30.	9.45.3	△ 3.58.6
3	55.19.3	△ 91.4	54.27.9	3.58.6	6.35.8	12.85.	29.05.	2.43.5	91.4.
4	53.48.6	△ 3.48.6	56.97.2		14.60.5	6.30.	30.45.	5.38.9	△ 3.48.6
天和3	76.55.	2.11.7	74.43.3		14.50.	8.50.7	50.21.6	1.21.	2.11.7
貞享1	57.72.	△35.03.5	22.68.5		10.61.5	11.75.5		31.5	△38.61.2
2	53.48.6	△38.61.2	56.60.7		24.15.1	5.75.	24.26.6	2.44.	△38.19.9
3	53.48.6	75.7	52.91.4		14.07.9	10.95.	25.55.8	1.57.	△38.19.9
4	53.48.6	△ 14.3	53.62.9	75.7	28.00.5	9.55.	13.13.2	2.18.7	△40.88.8
元禄1	53.48.6	△38.26.6	91.75.2	40.88.8	29.55.2	3.40.	14.95.2	2.96.	
宝栄1	53.48.6	2.11.7	58.57.2	1.06.	37.96.2	1.15.	15.81.6	2.58.	△ 2.96.9
2	53.48.6	18.7	55.70.1	2.96.9	38.42.8	60.	13.70.2	4.04.7	△ 2.02.8
3	53.48.6	2.12.4	59.63.8	2.02.8	38.23.8	1.50.	16.67.1	3.85.7	△ 4.02.8
4	53.48.6	2.10.7	55.68.3	4.02.8	33.81.9		16.24.	1.59.5	△ 9.
5	53.48.6	2.04.8	55.56.8	9.	27.37.8	10.	25.55.6	4.48.2	3.4
6	53.48.6	2.11.7	58.00.9	13.2	15.82.4	40.	39.46.7	4.30.2	△ 2.40.6
7	53.48.6	2.11.7	57.13.1	2.40.6	34.89.8		18.28.6	3.65.7	△ 1.52.8
正徳2	53.48.6	△ 20.8	54.44.	1.23.3	13.28.1		38.69.4	3.34.7	△ 1.16.2
3	53.48.6	2.11.7	57.25.3	1.08.5	16.35.7		38.91.9	4.09.2	△ 1.65.
4	53.48.6	2.12.0	56.42.6		35.02.5		18.46.9	3.39.7	△ 82.0
5	53.48.6	3.29.7	57.60.6	1.65.	36.84.7		18.56.	3.49.2	△ 82.3
享保1	53.48.6	2.16.7	57.65.6		33.59.1	2.40.	18.50.	3.27.7	△ 2.00.3
2	53.48.6	36.7	55.90.6	82.3	33.14.4	1.50.	18.42.2	2.90.2	△ 2.05.3
3	53.48.6	1.85.6	55.64.5	2.03.3	32.75.2	1.95.	18.40.9	4.34.7	△ 30.3
4	53.48.6	34.	53.86.8	30.3	31.73.8	70.	20.33.3	1.08.	△ 4.2
5	53.48.6	.7	53.87.5	4.2	27.97.1	10.	23.99.9	5.54.5	△ 38.2
6	58.34.8	0	58.61.	38.2	35.65.7	70.	16.66.6	5.58.5	△ 26.2
7	58.30.7	0	60.23.2	26.2	37.26.1	70.	20.66.6	1.34.	△ 1.92.5
8	58.30.7	.3	58.31.	1.92.5	30.65.4	2.40.	22.99.9	1.43.9	

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(上)

出所史料「各年次王瀧村御年貢勘定帳」(徳川林政史研究所所蔵)

居は後述するように毎年一、二〇〇駄ではあっても、上納される年貢米の方は毎年五八石のため、下用米もそれを越えることはなかった。この時代の年貢米制度は、年貢木である土居完納の奨励策として機能した側面が強かったことから、この時代木年貢土居に対しては本祖的性格を見出しうるのである。王瀧村の土居上納高が毎年一、二〇〇駄を保っているのに、雑穀を含めた扶持米支給高が先述のとおり(七頁)それに及ばないのは、制度の結果だとしてもその背景には、例えば木曾地方の狭少な田地や厳しい夫食需給関係等を考慮した尾張藩内地域政策と関連づけると、木曾山木年貢本租論(五頁)の論拠がさらに加わるのではないか。

下用米の使途は、山仕事に始まり川狩・山見廻り等の扶持米から、御巢鷹の御褒美まで広汎にわたる。一方年貢大豆も商品化が進んだと推測されるが、こちらはきわめて資料が乏しい中で、福嶋御藏大豆の支拂先と思われる書付が残っている。

大豆本メ節渡ス覚(福嶋御藏)⁽¹⁶⁾

(寛文八年)
申ノ十二月十三日

一三石 いせ屋 五右衛門

同日

一壺石 高須屋 五郎七

廿四日

一貳石 同 五郎七

但上条村分

同日

一三石 長良屋 藤七

但同断

十七日

一壺石 菅屋 五郎七

同日

一壺石 清左衛門

十二月廿六日

一壺石 三寿屋 市兵衛

西正月十八日

一三石 彦右衛門

正月廿四日

一壺石 稻荷屋 孫三郎

正月廿七日今二月二日迄

一貳石 伊勢屋 彦左衛門

一三石

メ貳拾壺石

史料中屋号の山伐本メを勤める材木商に対し手当が拂われていたことは、別の史料の「是ハ瀧越村分犬山本メ御材木間尺之時扶持方」等からも推察されるが、こちらには相手方の名が記されていない。

(四) 切畑開発の緩和

田畑が少ない木曾地方では、芝山を一時的に切起した切畑(切替畑・焼畑)の周期的輪作で、雑穀生産を補完することが夫食需給関係対策として、享保期頃から重要になった。しかしそれには「切畑之義當時迄切畑致候場所ハ御免被遊、先規之場所堅停止、往昔切畑ニ而在之由申立候共木立之所ハ、

新規之通心得堅相慎候様ニも被仰出候、尤向後切畑致候者其場所前度ニ断申達上松奉行役所分見分せしめ、当時まで致来場所ニ而御吟味之上切畑致させ候筈⁽¹⁸⁾と奉行所の対応は堅かった。その理由は「切畑之義再三願之趣吟味之訳者、木曾御山之義者段々尽山ニ罷成候所、谷中百姓共不相慎猥ニ罷成御停止之立木切捨、又者新規之切畑をも心俣ニ致来、小ひそ木も焼捨利慾高ニ相心得、切畑無際限罷成候故、段々生立之木積をも仮令尽山ニ罷成と相見へ、其外御為ニ不足義も有之候⁽¹⁹⁾」と、芝山林の荒廃をあげている。しかし切畑を欠いては木曾谷の食糧事情は、一層の逼迫状態に追いこまれてしまうので、ようやく享保一四年には「切畑之儀新規場所ハ勿論先規分仕来り場所ニ而茂、木立有之所ハ不相成旨被仰出候処、百姓難渋不立行候付、享保一四酉年切畑之儀差支無之処ハ御免之旨被仰出、同年分先規之通御免之旨御定被仰出候⁽²⁰⁾」と、差支りのない場所の申請には許可の方向で対応することになった。

切畑は木草地と畑地が年替りで切替わるので、検地と年貢行政の極まりには時代や地域により広い幅があったからか、数量的把握は記録が少なく容易ではない。「表4」に王瀧村享保七・八年の様子を示したが、これは切畑規制時代のものであり、切畑「御免」になった享保十四年以後には、切畑からの産出高はもつと増加しているのではないか。

切畑にとって重要なことは、種下し後の施肥がなく地力消耗度が大きいので連作ができず、作付期間と次の作付期間の間には休作期間を置く必要がある。ただし地力消耗度の高い大豆・小豆は連作を避けるが、消耗度の低い蕎麦・粟・稗ならば短期の連作あるいは輪作が可能であることを、「表5」は示している。しかしその場合でも休作期間に至るまでの作付期間は、より短くなることを次の資料が示している。

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(上)

〔表4〕 王瀧村枝村地区別切畑収穫量

地区名	享保七年						享保八年						七・八年平均
	稗	粟	蕎麦	大豆	小豆	計	稗	粟	蕎麦	大豆	小豆	計	
上条	27.5	15.	44.52	11.04	0.5	98.56	7.54	20.53	22.01	9.52	0.51	60.11	79.34
諸村	80.	16.5	11.	11.53		119.03	18.	19.04	12.01	9.		58.05	88.54
三沢	60.	72.	8.5	24.52		165.02	6.5	35.1	8.5	22.53	0.5	73.13	119.08
野口	85.	0.5	28.4	0.3	1.	115.2	34.	1.52	25.02	0.5		61.04	88.12
崩越		20.5		22.51	14.53	57.54		38.54	1.5	5.53	4.02	49.59	53.57
淀地	24.	5.5	1.5	1.52		32.52	26.	5.	2.53	2.54		36.07	34.3
二子持	3.5	38.	7.	4.	3.5	56.		16.52	3.	8.	6.53	34.05	45.03
計	280.	168.	100.92	75.42	19.53	643.87	92.04	136.25	74.57	57.62	11.56	372.04	507.96

(注) 当時この地方で使用されていた村枧は、中央で使用されていた京枧に換算すると、村枧1升=京枧3.33…升だった。一方、村枧1俵=1斗5升だったので、〔表4〕史料も、村枧1俵=京枧5斗に換算した。出所史料「享保八卯年十二月王瀧村切畑穀物覚帳」(徳川林政史研究所蔵)

享保八卯年 王瀧村切畑穀物覚帳⁽²⁾

一切畑式枚 内壹枚溝口沢 上条村 惣 吉

去寅年上り 粟三俵(鈴ヶ沢) 蕎麦三俵(溝口沢)

大豆壹俵(溝口沢)

当卯年上り 稗式俵(溝口沢) 蕎麦(溝口沢)

大豆壹俵(鈴ヶ沢)

右之畑式年も作り可申候

鈴ヶ沢畑之残少秋切ニ仕御座申候

一切畑式枚 内壹枚溝口沢 上条村 権 助

去寅年上り 稗四俵(大原) 蕎麦三俵(溝口沢)

当卯年上り 蕎麦壹俵(大原) 大豆壹俵(溝口沢)

小豆壹俵(溝口沢)

右之畑壹枚式年も作り可申候

大原壹枚ハ来年捨申候

一切畑壹枚 鈴ヶ沢 上条村 佐 吉

当卯年上り 粟三俵

右之畑三四年も作り可申候

一切畑式枚 溝口沢 上条村 与 七

七・八年		種付面積 ²⁾
合計	平均	
石 升	石 升	反
8. 50	4. 25	18.
9. 50	4. 75	21. 2
1. 50	75	10.
12.	6.	18. 6
5. 50	2. 75	10. 5
5.	2. 50	16. 2
11.	5. 50	10. 0
4. 50	2. 25	8.
10. 50	5. 25	23. 3
5. 50	2. 75	9. 1
5. 50	2. 75	20. 5
4. 12. 5	2. 06. 3	. 3
3.	1. 50	2.
1. 65	82. 5	. 2
87. 77. 5	43. 88. 8	167. 9

去寅年上り 稗拾俵

当卯年上り 粟三俵 大豆式俵

右之畑壹式年も作り可申候

来年切かへ大股沢ニ心かけ置申候

(後略)

この記録は寅・卯年の二年間、切畑を実施した農家一九〇戸の例が載っていて、各戸の注記で作付期間について、「来年捨申」「秋切ニ仕」「来年切替」等今年で打切りが三九例、「来年も作り可」「壹式年も作り可」等少なくとも二年間以上だったが一四〇例、「式三年も作り可」「三四年も作り可」等が一〇例、「四五年も作り可」が一例であった。この結果からは一例しかない五年間を除くと、いずれも二年間の作付は確実なので、凡そ切畑作付期間は二年以上四年以内と推定される。

次にあげるのは、前回の作付期間から今回の作付までの間の、休作期間がわかる史料である。

寛保二戌年切畑切返之分書抜帳⁽²⁾

一樽沢 八丁 但四拾年巳前ニ切 相分不申

一せとの森 壹丁半 但右同断

一樽沢渡 三丁半 但三拾年巳前ニ切 柴 山

一股入 半丁 但右同断

一大原 拾丁 但拾九年巳前ニ切 草 山

一子持 三丁 但廿年巳前ニ切 相分不申

一子ノ嶋 四拾間 但右同断 草 山

一春山 廿八丁 但拾九年巳前ニ切 右同断

一鈴沢入 壹丁 但廿六年巳前ニ切 不相分

〔表5〕 木曾王瀧村二子持地区切畑収穫量

戸主	享 保 七 年 ¹⁾						享 保 八 年 ¹⁾					
	稗	粟	蕎麦	大豆	小豆	計	稗	粟	蕎麦	大豆	小豆	計
	石 升	石 升	石 升	石 升	石 升	石 升	石 升	石 升	石 升	石 升	石 升	石 升
忠 兵 衛		4.	50	50		5.		3.		50		3. 50
八 兵 衛		4.	1.	1.		6.		2. 50			1.	3. 50
孫 七		1.				1.					50	50
久 七		7. 50				7. 50		1.		3. 50		4. 50
吉左衛門		1.			1. 50	2. 50		2.	50		50	3.
茂右衛門	1.	2.				3.			50	1.	50	2.
惣右衛門		4. 50	2. 50			7.		2.			2.	4.
彦左衛門		1. 50	50		50	2. 50		1.		50	50	2.
又右衛門		3. 50		2.	1. 50	7.		2. 50	1.			3. 50
喜 兵 衛	2.	1. 50				3. 50		1.			1.	2.
久左衛門		1. 50	2.			3. 50		50		1.	50	2.
小 八		3.				3.		62. 5		50		1. 12. 5
泉 寿 院		1. 50				1. 50			50	1.		1. 50
惣 七		1. 50				1. 50					15	15
計	3.	38.	6. 50	3. 50	3. 50	54. 50		16. 62. 5	2. 50	8.	6. 65	33. 27. 5

(注) 〔表4〕(注)に同じ。

出所史料 1) 「享保八卯年王瀧村切畑穀物覚帳」(徳川林政史研究所所蔵)

2) 「享保九辰年二子持崩越切畑帳」(同)

(後略)

史料の項目は上から場所、空間の縦横の長さ、前回の切畑作付終了から今回切替までの期間、切替前の地目種類である。史料は乏しいのだが利用できた年度の各休作期間平均値を計算したところ、二七年(寛保二)、二四年(寛保三)、三七年(宝暦五)、六七年(文化七)で、一八世紀の平均が三〇年だったのが一九世紀には六〇年になったのは、切畑用地が不足するようになったため、これまで条件が悪く放置されていた古い切畑も、切替循環に組みこまれていったとも推察される。かくして木曾地方の切畑は、凡そ作付期間三年に対し三〇年の休作期間を置いたことになるが、種下し後の仕付地に対して寛保年間の様式では数倍の、文化年間の様式では十数倍の御免場所(認可地)を擁していたと推定されるが、今のところまとまった記録は見つかっていない。ただ切畑の申請・見分・認可・書上等、分散する関連記録を可能な限り重複にも配慮して集めた御免場所推定面積が〔表6〕の四、〇〇〇町歩余である。実態はこれが全てではないと推測すれば、仕付期間三年でその十数倍の休作期間を置く、切替循環体系モデルを想定することは可能だと考える。

最後に切畑地の申請人は、小規模なもの個人だが、単位が大きくなる「村中」等の共同申請が多くなる。王瀧村には村内の地区にあたる枝村がありこれを通称、諸村・三沢村・淀地村・上条村・二子持村等と呼んだが、庄屋はそこには置かれず、全体としての王瀧村に一人の庄屋が居た。次に申請人の例がわかる史料を示す。

王瀧村切畑御免場所書抜帳²³⁾

延享五辰年之分 但御免有無を記ス

一樽沢

三丁

御免

相分不申

諸
三沢村

一せとの森	壹丁半	御免	同	右両村
一樽沢渡	三丁	御免	当時切畑	淀地村
一大股入	半丁	御免無	当時畑ニ而作	畑元 七
一大原	八丁	御免	草山	上条村
一二子持	四丁	御免無	相分不申	二子持村
一子ノ嶋	三丁	御免無	草山	右同断
一春山	廿八丁	御免	同	畑元 彦右衛門
一九蔵洞	壹丁	御免	不相分	上条村
一やく引	三丁半	不相分	柴山	吉七蔵
一赤沢	壹丁半	同	木立	彦左
一三沢	半丁	同	相分不申	弥吉
一風原	四丁	同	松類立	瀧越村

(後略)

史料の項目は上から場所、空間の縦横の長さ、申請の結果、切替前の地目種類、申請者名である。申請者に枝村の「村中」が多いのは、切畑用地に入会地が多く充てられたからであり、畑元共同申請の代表者で、申請地春山の代表畑元彦右衛門は、王瀧村の庄屋である。ただし村中内の持方配分がどのようになっていたかについては、今回詳かにできなかった。

最後に切畑開発が加わった享保以後の、食糧需給状況については、その後好転をみたのだろうか。王瀧村全体の資料がないので、村内枝村の内最大規模の上条地区慶応元年の例をみよう。

有穀銘々調書上覚帳 上条組⁽²⁴⁾

惣ノ 式百拾三石四斗

内

〔表6〕 信州筑摩郡王瀧村切畑御免場所面積

年 度	御免場所	享保9年以後の累積	備 考	出所史料*
享保 9	町 211. 11	町		「享保九辰年四月二子持崩越切畑帳」と「享保八卯年十二月王瀧村切畑穀物覚帳」からの推定値
享保13	1337. 95	1549. 06	内1158町上条村中	「享保十三年申三月王瀧村切畑書上帳」 「享保十三年申三月切畑御見分控帳王瀧村」 「享保拾三年申三月王瀧村切畑切返御願御見分相済帳」 「享保十三申年〆切畑御免場所書抜帳王瀧村」
享保15	34. 83	1583. 89		「享保十三申年〆切畑御免場所書抜帳王瀧村」
享保16	75. 75	1659. 64		同
享保18	255. 20	1914. 84		同
元文 1	151. 00	2065. 84		「元文元辰年〆切畑切返之分書抜帳王瀧村」
元文 2	85. 80	2151. 64		同
寛保 2	902. 70	3054. 34	内672町上条村中	同
寛保 3	60. 60	3114. 34		同
延享 1	114. 30	3228. 64		同
延享 4	22. 80	3251. 44		同
延享 5	316. 50	3567. 94	内192町上条村中	同
宝暦 5	186. 10	3754. 04		「宝暦五年八月亥年願切返畑御見分覚之帳」
宝暦 6	221. 20	3975. 24		「元文元辰年〆切畑切返之分書抜帳王瀧村」
明和 4	154. 03	4129. 27		「明和四年亥九月王瀧村切返畑御免場所申渡帳」
文化 7	103. 80	4233. 07		「元文元辰年〆切畑切返之分書抜帳王瀧村」
文化11	82. 80	4315. 87		「文化十一年戌三月切畑願場所御改」

* 徳川林政史研究所所蔵

粳 百壹石六斗
 米 三拾八石三斗三升
 餅米 三石貳斗四升
 蕎麥 八石七斗貳升
 大豆 九石九斗壹升
 稗 三拾六石三斗五升
 粟 拾石九斗九升
 大麦 四石壹斗
 小麦 八升
 小豆 八升
 人数合而貳百貳拾五人

貳拾六人 老
 五拾三人 子供

ここから導き出した一人当たり穀物配当率は九斗四升八合で、二章一節の享保九年当時の同じく壹石六升壹合に及ばない。これはその後の人口増加や、切畑の生産性の低さも想定以上だったのかも知れない。

(五) 真綿・麻・綿布

王瀧村における穀物以外の農産物としては、麻貳百拾貳貫六百三拾匁、真綿壹貫貳百九拾壹匁貳歩(いずれも享保九年)⁽²⁵⁾がある。その後いつの頃よりか木綿も加わって、在村の女性による織布が行われるようになると、綿布御役銀が一人前文銀貳分五厘宛課されたことが「当丑年拾四歳より六拾歳迄之女、人別吟味仕候処相違無御座候、則取立候御仔報上納仕候 嘉永六

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(上)

丑年八月 御奉行所 王瀧村庄屋松原彦八⁽²⁶⁾として、村から提出された人別(表7)から分かる。

また当時は、織布業が行われた所はいずれも染糸も地元で行われ、その紺屋を対象に紺屋役すなわち紺屋営業税が課せられた(表8)。しかしこの織維業の規模や内容および木曾川下流の濃尾平野織維産業中心地との関係等は、今のところ史料を欠き全く不明である。

三 林業

(一) 尽山化と年貢木廃止

木曾山地方の年貢は、年貢米の外に「往古者御菓山之外物明山ニ而、御年貢樽木土居木何方ニ而も勝手次第伐出、切畑等も為致候様被申聞百姓渡世営来⁽²⁷⁾」ところ、「元禄之代ニ至り而ハ明山計リニ而ハ上納致兼、享保之頃ニ至り而ハ雜木取交り上納仕、夫故享保九辰年々五木御停止等成故、根木見申候⁽²⁸⁾」となつてしまつた。かつて採木のため入山できた入会地等の明山が、過度の伐採で尽山化し、檜榎榎明檜鼠子五木の伐出は、「御年貢木出候村々、只今迄ハ檜榎明檜之生木割出申候得共、堅御停止之段被仰付奉畏候⁽²⁹⁾」と自村内でも厳禁になつた。

そして、これが行きつくところは、「向後御年貢相止、只今迄頂戴申候下用米差上可申候 享保九辰年三月⁽³⁰⁾」と、年貢木制そのものの廃止であり、それは同時に下用米の停止、すなわち還付されなくなつた年貢米は今はすべて上納されること意味する。そしてこの件は別の問題にも波及していく。「谷中百姓共之内控山林合所持候も有之由ニ候、全体木曾之義

[表7] 王瀧村綿布御役銀上納関連者人別

地区名	戸主	年貢米高	御役銀上納関連者人別統柄						木綿御役銀高		
			母	妻	嫁	姉妹	娘	孫			
上条	伝吉	74.8	石升	歳	48					2.5	
	喜七	69.4		48						2.5	
	吉三郎	84.6		48						2.5	
	三次郎	44.3						23		2.5	
	忠五郎	46.2		47			26			5.	
	勘右衛門	54.4			34				18	5.	
	孫八	50.1				42				2.5	
	次郎吉	49.4	59	34						5.	
	利兵衛	41.5			30					2.5	
	庄作	1.17.4			41			25		5.	
諸村	藤三郎	47.4		47						2.5	
	和吉	55.6		39			17			5.	
	新左衛門	57.		41						2.5	
	善藏	91.6			29	58				5.	
	惣七	1.31.8			34					2.5	
	野口惣吉	52.9					17			2.5	
	三沢	金藏	43.4		34						2.5
		六郎兵衛	81.	58	44						5.
		又右衛門	81.4			33					2.5
		伊助	46.7		59	26		19			7.5
長藏		93.4		56	35					5.	
喜兵衛		44.1		36						2.5	
右左衛門		1.80.8		35		41	14			7.5	
久藏		71.7		58	35		29			7.5	
利八		61.6		51		48	18			7.5	
徳左衛門		1.10.7					23・19			5.	
崩越	佐吉	42.1		56			25・21			7.5	
	惣左衛門	47.5	49	28						5.	
	助作	61.7					31			2.5	
	初次郎	45.4		45		38				5.	
	平藏	43.					31			2.5	
	次郎平	75.8	50	28		21・18				1.0.	
	彦次郎	1.52.		49	31		22			7.5	

出所史料「嘉永六丑年綿布御役銀上納帳王瀧村」(徳川林政史研究所蔵)

百姓控之山林ハ無之儀ニ候ヘハ、其村々明山之内を其所之百姓控之様ニ申致し候物と相見ヘ候間、百姓共江も右之訳能々被申聞、山林控と申儀相止めさせ、只今迄百姓控之山林其村々江御預ケ之間、無断木一切伐取不申、若不切して不叶節ハ断申連記ニ可被申付候」とか、同じく「当村御百姓控罷有候山林之義、今度村中江御預ケ被遊候旨被仰渡奉畏候、右山林内諸木

惣而不寄何木御断不申上して壺本も伐取申間敷候、若屋作木其外無拗諸用ニ伐取申度義御座候ハ、其節御断申上可仕御差図致旨被仰付奉畏候」と、入会地百姓持共有林の慣行も見直されることになった。以後は自村内であつても禁制停止木の伐取や皮剥には、山林保護のため奉行所への申請と許可を求められた。

〔表8〕 王瀧村紺屋役納高

年度	1瓶当納高			瓶 数				納 高 合 計			
	上瓶	中瓶	下瓶	上瓶	中瓶	下瓶	計	上瓶	中瓶	下瓶	計
	斗升合	斗升合	斗升合	箇	箇	箇	箇	石斗升合	斗升合	斗升合	石斗升合
寛文 7	1.8	1.3	.3	12	6	1	19	2.1.6	7.8	.3	2.9.7
8	1.8	1.3	.3	12	6	3	21	2.1.6	7.8	.9	3.0.9
10	1.0.		1.25	9.5		2	11.5	9.5.		2.5	9.7.5
11	1.0.	5.25	3.	7	4	3	14	7.	2.1	9.	1.0.
12	1.1.	8.62	5.62	6.5	2	2	10.5	7.1.5	1.7.25	1.1.25	1.0.
13	1.1.	9.	5.6.	7	1	2.5	10.5	7.7.	9.	1.4.	1.0.
延宝 2	1.4.3			7			7	1.0.0.1			1.0.0.1
3	1.8.	1.1.	8.	4.5	1	1	6.5	8.1.	1.1.	8.	1.0.
4	1.7.	9.	5.	4	3	1	8	6.8.	2.7.	5.	1.0.
5	2.3.			3.5			3.5	8.0.5			8.0.5
6	2.3.3	1.1.2	4.5	3.5	1	0.5	5	8.1.5	1.1.2	2.25	9.4.95
7	1.9.	1.		4.5	1		5.5	8.5.5	1.		9.5.5
8	2.8.6			3.58			3.58	1.0.2.3			1.0.2.3
享保 5											1.0.0.3
9											8.2.9

出所史料「各年度王瀧村御年貢米大豆請取帳」(徳川林政史研究所所蔵)

〔表9〕は王瀧村の木年貢土居の上納高で、数値は本役人高七四人四ヶ一に基ずいているので、終始一、二〇〇駄と変化がない。一方収納済の土居壹駄に対する九升宛の支給高(下用米)は、〔表3〕のとおり、概ね毎年五三石で固定していた。だが壹駄九升で一、二〇〇駄なら、下用米高は一〇八石の筈だが実際は五三石なのは、再三述べてきたように下用米は年貢米の還付扶持米なので支給高は年貢米納入量の範囲内に留められ(表2)〔表3〕が示すように通常概ね五割)、残りは雑穀でしかも総額一〇八石に及ばないことも先述した(七頁)。享保九年、年貢木制の停止にもなつて下用米も廃止されたが、「此下用米与申ハ豫而分納メ候御年貢米ヲ云」⁽³³⁾ものだとすれば、御年貢米はその分減額されるかと思いきや「下用米差上可申候」⁽³⁴⁾とてかえつて増額された。下用米は従来の年貢木の扶持米としての位置づけから、「御用向ニ付諸大名其外諸家方往還御通行之節人馬勤方之義者、木曾谷御支配地方御役所役高ニ応し人馬御割付被申付候」⁽³⁵⁾と、時代を反映して往還通行の役人高等へ、役割を移していったと推測される。

かくみてくると近世中期の木曾山は、いかにも難局の中におかれたかの印象を受けるが、それは必ずしも正鵠を得ているとはいえない。本稿は農業から論を起した関係で、ここまでの問題はその域に留め、一般に認識されている近世の木曾山が、本邦における代表的林業開発地だったという領域は次号でみていくことにしたい。

[表9] 木曾王瀧村地区別御役土居納高

年次	上条	諸村	三沢	野口	崩越	淀地	二子持	滝越	その他	計
	駄束	駄束	駄束	駄束						
寛文10	235.3	182.	151.1	165.	147.3	79.2	148.1	16.	42.	1,169.2
13	233.1	180.1	199.	171.1	122.	81.		6.	5.	997.3
延宝2	245.3	194.1	184.2	180.	127.2	111.1	172.3	16.	1.	1,233.
4	272.	180.2	171.3	169.	129.2	78.2	185.	16.		1,202.1
5	242.	191.3	187.2	171.3	147.3	82.2	159.	16.1		1,198.2
6	247.1	181.	191.2	173.1	153.2	73.2	159.	16.1		1,195.1
7	256.3	157.2	205.3	171.1	145.2	78.2	209.3	16.1	5.	1,246.1
8	243.2	220.3	163.2	204.3	141.2	76.	159.2	16.1	2.3	1,198.2
9	215.1	174.2	187.3	161.1	137.2	82.1	161.3	16.1	5.3	1,172.1
天和2	181.	95.3	140.3	119.1	113.1	61.3	124.	12.1	10.1	859.1
貞享1	271.	172.	203.2	179.2	91.	82.3	181.2	16.1	9.2	1,207.
3	239.1	198.	189.2	175.6	150.1	93.2	164.2	16.1		1,227.
4	231.2	229.	189.1	171.3	143.2	83.3	166.2	16.1	4.	1,235.2
5	223.1	193.2	196.	175.	140.1	80.2	165.	17.3		1,191.1
元禄2	232.2	200.2	190.1	125.3	161.5	81.2	171.	16.1		1,180.1
3	320.1	257.2	236.3	236.	191.2	110.2	231.	21.1		1,604.3
4	310.1	280.3	246.1	221.	193.1	100.2	214.	20.3		1,586.3
5	242.	187.3	201.2	192.3	138.	83.	167.2	18.		1,230.2
6	241.1	197.3	201.3	172.2	140.	82.2	158.3	16.1		1,210.3
7	233.3	186.3	175.2	165.	138.1	80.3	148.2	14.		1,142.2
8	240.3	270.3	203.2	168.3	146.2	81.	174.2	12.3		1,298.2
9	240.	270.2	198.3	173.	157.1	83.1	161.	18.		1,302.
10	240.1	188.1	189.	172.2	143.	76.3	163.1	16.		1,189.
11	235.3	183.1	196.1	174.	153.3	74.2	170.	16.1		1,203.3
宝永4										1,329.1
享保5	181.1	165.2	131.1	140.	133.	81.3	144.1	16.		993.

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(上)

出所史料「各年度王瀧村御役土居野帳」(徳川林政史研究所所蔵)

註

- (1) 武井弘一『江戸日本の転換点―水田の激増は何をもたらしたか―』(NHKブックス、二〇一五年)。
- (2) 「松原諸事書留 王瀧村庄屋松原彦八」(徳川林政史研究所所蔵)。
- (3) 「享保九歳 王瀧村諸事メ出シ覚帳」(徳川林政史研究所所蔵)。
- (4) 「王瀧村古事書上 松原記録」(徳川林政史研究所所蔵)中の「王瀧村古事記ス」。
- (5) 前掲(2)。
- (6) 前掲(2)。
- (7) 「宝永享保度諸記録 王瀧村庄屋松原彦右衛門」(徳川林政史研究所所蔵)。
- (8) 前掲(2)中の「御年貢上納之節雜穀替米覚」。
- (9) 前掲(2)。
- (10) 前掲(2)。
- (11) 所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九七五年)五六六頁。
- (12) 「享保九年 御年貢其他小役書上帳 松原」(徳川林政史研究所所蔵)。
- (13) 拙稿「木曾山における森林保護と巢山・留山再考―尾張藩の享保林政改革前を中心にして―」(徳川林政史研究所研究紀要』第四一号、二〇〇七年)。
- (14) 前掲(2)。
- (15) 「宝永正徳 王瀧村御年貢御勘定帳(一)」(徳川林政史研究所所蔵)。
- (16) 「王瀧村御年貢米大豆請取帳」(徳川林政史研究所所蔵)中の「寛文八年 同請取帳」。
- (17) 「正宝寛文貞享 王瀧村御年貢御勘定仕上帳」(徳川林政史研究所所蔵)中の

「(寛文四)辰之王瀧村御年貢御勘定事」。

- (18) 前掲(7)中の「切畑之儀去秋被仰出候谷中江申渡覚 享保九辰年三月 御奉行所 谷中間屋庄屋」。
- (19) 前掲(7)中の「谷中切畑之儀ニ付村々江申渡覚 享保九辰年三月 御奉行所 谷中間屋庄屋」。
- (20) 前掲(2)中の「覚」(寛政九カ) 巳三月 福嶋奉行所カ」。
- (21) 「王瀧村切畑記録 松原記録」(徳川林政史研究所所蔵)。
- (22) 前掲(21)。
- (23) 前掲(21)。
- (24) 「慶応元・式年 米雜穀類調書上帳 王瀧村」(徳川林政史研究所所蔵)。
- (25) 前掲(3)中の「種物上り物覚」。
- (26) 「嘉永六丑年 綿布御役銀上納帳 王瀧村」(徳川林政史研究所所蔵)。
- (27) 前掲(2)中の「覚」。
- (28) 前掲(4)中の「王瀧村毎年御年貢上納高」。
- (29) 前掲(7)中の「差上申一札之事」。
- (30) 前掲(7)中の「谷中御年貢木出候村々へ申渡覚」。
- (31) 前掲(7)中の「覚」。
- (32) 前掲(29)。
- (33) 前掲(2)。
- (34) 前掲(7)。
- (35) 前掲(2)。

